

# 山口県報

令和5年  
6月2日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（港湾課）……………一
- 公告  
令和五年度登録販売者試験の実施（業務課）……………三
- 公安委公告  
一般競争入札の実施……………三



### 山口県告示第百八十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和五年六月二日

室津港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 埋立区域

##### (一) 位置

##### 1 第一区

熊毛郡上関町大字室津字西町六六八の二に沿接する道路から同字一七八五の三に至る土地の地先公有水面

#### 2 第二区

熊毛郡上関町大字室津字本町八三九の七から同大字字西町六七一の二〇に至る土地の地先公有水面

##### (二) 区域

##### 1 第一区

次の1の地点から11の地点までを順次結ぶ平成二十八年春分の満潮位（D・L・十二・五五メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線、11の地点と12の地点を結ぶ昭和四十四年十月十七日付け指令港湾第六七一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二七メートル）、12の地点から31の地点までを順次結んだ線、31の地点から一〇一度〇一分三二秒六五・四五メートルの地点を中心とする半径六五・四五メートルの円で31の地点と32の地点を結ぶ西側の円弧及び1の地点と32の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

##### 2 第二区

次の33の地点から50の地点までを順次結ぶ昭和四十三年十二月二十七日付け指令港湾第一四九六号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十三・二七メートル）、50の地点から66の地点までを順次結んだ線及び33の地点と66の地点を結ぶ平成三年一月十六日付け指令港湾第七四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D・L・十二・八四メートル）に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字殿後の上関四等三角点（北緯三三度四九分四

四・一四八秒東経一三二度〇六分五三・一七二秒）（以下「基準点」という。）から一一度一八分一五秒八八三・八四メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二八度三五分三三秒七・〇九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二七度四五分〇九秒一〇・三四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二七度五七分五秒三〇・〇四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八度三八分一三秒九・四八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三一度三八分四二秒二〇・二六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三〇度四七分二五秒一五・九〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三三度一二分二四秒一七・二三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三八度一四分〇二秒〇・二九メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三七度二七分四九秒八・〇九メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三五度五七分五九秒四・六三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三三度二九分五二秒一五・七二メートルの地点

13の地点	12の地点から二二二度四八分一六秒五・四二メートルの地点
14の地点	13の地点から二二二度四七分〇二秒五・〇九メートルの地点
15の地点	14の地点から二二二度四一分四一秒一〇・一一メートルの地点
16の地点	15の地点から二二二度〇〇分四九秒七・八九メートルの地点
17の地点	16の地点から二二二度五五分一二秒七・六四メートルの地点
18の地点	17の地点から三〇〇度五三分二四秒〇・八〇メートルの地点
19の地点	18の地点から二二二度五四分三七秒三・五〇メートルの地点
20の地点	19の地点から二二二度五五分三七秒〇・八〇メートルの地点
21の地点	20の地点から二二二度五五分一二秒三二・七七メートルの地点
22の地点	21の地点から二二二度四四分三〇秒六・八一メートルの地点
23の地点	22の地点から三〇〇度二〇分五七秒〇・八〇メートルの地点
24の地点	23の地点から二二二度〇五分四六秒三・五〇メートルの地点
25の地点	24の地点から一一九度四四分一〇秒〇・八〇メートルの地点
26の地点	25の地点から二〇八度三二分四三秒八・二八メートルの地点
27の地点	26の地点から二〇五度五八分一八秒五・二二メートルの地点
28の地点	27の地点から二〇三度一八分四〇秒五・二八メートルの地点
29の地点	28の地点から二〇〇度〇四分二三秒五・三三メートルの地点
30の地点	29の地点から一九六度一六分〇六秒五・三九メートルの地点
31の地点	30の地点から一九二度三七分二三秒三・七四メートルの地点
32の地点	31の地点から一八三度〇三分一〇秒一八・一六メートルの地点
33の地点	基準点から一七度三九分〇五秒七八七・五二メートルの地点
34の地点	33の地点から〇度〇四分一六秒二・四二メートルの地点
35の地点	34の地点から三四七度四六分〇六秒二・八七メートルの地点
36の地点	35の地点から三三五度三四分一七秒三・四一メートルの地点
37の地点	36の地点から三二六度二七分〇四秒三・〇四メートルの地点
38の地点	37の地点から三二二度〇七分一七秒四・〇一メートルの地点
39の地点	38の地点から三一八度一九分四四秒四・五七メートルの地点
40の地点	39の地点から三一八度一九分一七秒一・三〇メートルの地点
41の地点	40の地点から五五度〇〇分〇九秒三・五〇メートルの地点
42の地点	41の地点から三一四度三六分一四秒三・〇七メートルの地点
43の地点	42の地点から二三五度三六分四〇秒三・四八メートルの地点
44の地点	43の地点から三一〇度〇一分三四秒一〇・〇五メートルの地点
45の地点	44の地点から三二五度四二分一五秒二・四一メートルの地点
46の地点	45の地点から三四二度二九分四八秒三四・五四メートルの地点

47の地点	46の地点から三三三度二二分〇五秒一・五三メートルの地点
48の地点	47の地点から三二七度五五分四二秒二・五八メートルの地点
49の地点	48の地点から二八五度〇五分〇九秒〇・八六メートルの地点
50の地点	49の地点から二五九度二九分四一秒二・七九メートルの地点
51の地点	50の地点から一四九度〇九分五一秒五・六九メートルの地点
52の地点	51の地点から一四七度四四分〇二秒一〇・一八メートルの地点
53の地点	52の地点から一四七度二一分一二秒一・九九メートルの地点
54の地点	53の地点から二三七度二一分五〇秒〇・八〇メートルの地点
55の地点	54の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点
56の地点	55の地点から五七度二四分〇九秒〇・八〇メートルの地点
57の地点	56の地点から一四七度二〇分五七秒二二・四五メートルの地点
58の地点	57の地点から二三七度一九分一五秒〇・六八メートルの地点
59の地点	58の地点から一四七度二〇分五二秒一・七〇メートルの地点
60の地点	59の地点から五七度二三分三二秒〇・六八メートルの地点
61の地点	60の地点から一四七度二一分二二秒五・八五メートルの地点
62の地点	61の地点から一四八度五三分二三秒六・二四メートルの地点
63の地点	62の地点から一五〇度一九分三一秒九・六一メートルの地点
64の地点	63の地点から一五四度〇七分〇〇秒九・二五メートルの地点
65の地点	64の地点から一五八度二四分五三秒四・四八メートルの地点
66の地点	65の地点から一六二度〇一分一六秒〇・九一メートルの地点

(三) 面積

- 第一区
  - 一、五九三・二七平方メートル
- 第二区
  - 八四六・九五平方メートル

二 免許の年月日及び番号  
平成二十九年一月三十一日 指令平二八港湾第四〇五号

三 関係図書を閲覧できる市町  
熊毛郡上関町

四 認可を受けた者  
山口市滝町一番一号  
山口県

五 認可の年月日  
山口県知事 村岡 嗣政  
認可の年月日

令和五年五月二十四日



(一〇六) 令和五年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和五年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和五年十月十七日（火曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市維新公園四丁目一番一号

維新百年記念公園

山口市小郡令和一丁目一番一号

KDDI維新ホール

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和五年七月十日（月曜日）から同月二十四日（月曜日）まで（郵送の場合は、七月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル

六 受験手数料

ル、横二十四センチメートルのもの）  
一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和五年十一月二十八日（火曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所（山口県防府保健所を除く。）又は山口県健康福祉部薬務課（電話〇八三一九三三〇二〇）にすること。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

交通信号灯器 七一五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和五年九月十五日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和五年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年六月二日から同年七月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和五年七月十二日午後三時(入札書を持参する場合は、令和五年七月十三日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部一階 聴聞・意見の聴取待合室

(二) 日時

令和五年七月十三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年六月二十六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三三〇一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: 715 Traffic lights
- (3) Delivery period: September 15, 2023
- (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Traffic Regulation Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Deadline for tender submission: 3:00 P.M. July 12, 2023 (If brought in person: 1:30 P.M. July 13, 2023)

令和五年六月二日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁